

# 豊昭学園（豊島学院高校・昭和鉄道高校） 校友会会則

## （名称）

第1条 この会は豊昭学園校友会と称する。

## （目的）

第2条 この会は学校と連携し会員相互の親睦向上を図り学園の発展に資することを目的とする。

## （組織）

第3条 この会は豊島第一中学・豊島第二中学・神田商業高校豊島商業高校・豊島実業高校・豊島学院高校・昭和鉄道高校の卒業生並びに教職員で組織する。

正会員 卒業生

特別会員 教職員並びに旧教職員

## （事業）

第4条 この会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、 校友会会員の親睦を図る事業
- 2、 学園・在校生への後援事業
- 3、 その他必要とする事業

## （事務局）

第5条 この会は第4条の事業を推進するため事務局を東京都豊島区池袋本町2丁目10番1号学校法人豊昭学園内に置く。

- 1、 会計事務、議事の収録、書類の管理ほか必要な連絡通信にあたる。
- 2、 事務局は会員から若干名を常任評議委員会で指名し会長が任命する。

## （役員）

第6条 この会の役員は次の通りとする。

会長 1名

副会長 2名以上3名以内

名誉会長 1名

名誉顧問 若干名

顧問 若干名

常任評議員 若干名

評議員 出身組毎若干名

監事 2名

#### (役員を選任)

第7条 役員は次の各号に掲げる者とする。

- 1、 名誉会長は学校法人理事長が兼務する。
- 2、 常任評議員のうち1名を会長とし、これを常任評議員の過半数の議決により選任し、指名する。
- 3、 常任評議員のうち2名以上3名以内を副会長とし、これを常任評議員会総数の過半数の議決により選任し、会長が指名する。
- 4、 常任評議員は評議員のうちから評議員の互選によって定められた者を総会の議決をもって選任し会長が指名する。
- 5、 特別会員のうち常任評議員若干名を会長より委嘱することができる。
- 6、 評議員は会員より会長が委嘱する。
- 7、 顧問は会長の推薦により選任し、指名する。

#### (監事を選任)

第8条 会員のうちより常任評議員会の同意を得て会長が選任し、指名する。

#### (役員職務)

第9条 役員は次に掲げる職務を行う。

- 1、 会長はこの会を代表し、その会務を総括処理する。
- 2、 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ常任評議員会において定めた順位に従い業務を代行する。
- 3、 常任評議員は会長・副会長と共に日常の会務を処理する。
- 4、 評議員は通常総会を構成し会務を協議する。

#### (監事職務)

第10条 監事は会務、会計の監査にあたる。

#### (会議)

第11条 本会は次に掲げる会議を置く。

- 1、 総会（通常総会・懇親会） 会員をもって構成し、毎年開催する。
- 2、 臨時総会 必要に応じて会員をもって開催する。
- 3、 常任評議員会 必要に応じて会長の指名により開催する。
- 4、 評議員会 必要に応じて開催する。

#### (常任評議員会)

第12条 常任評議員会は会長、副会長、常任評議員、事務局員をもって構成する。

(決議)

第13条 総会の決議は出席者総数の過半数で決す。

(役員任期)

第14条 会長・副会長・常任評議員の任期は2年間とする。但し再任を妨げない。

(会員の除名)

第15条 会員で学園又はこの会の名誉を著しく損なつたと認める時は常任評議員会の決議によって除名することができる。

(会計)

第16条 この会の経費は入会金、会費、寄付金その他の収入によって充当する。

2、入会金は正会員の資格(卒業時)を得た時に限り納入する。

3、会費は総会時に徴収する。

4、この会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

5、この会の会計は常任評議員会の決議によって定め総会に報告する。但しこの会の会報に記載して報告することができる。

6、この会の会計は校友会事務局に委嘱する。

(臨時会費)

第17条 前条に定めた会費以外に特別経費を必要とする事情がある場合に限り常任評議員会の決議により臨時会費を徴収する。

(積立金の保管)

第18条 財産中の金銭保管は銀行預金、郵便預金とし会長がこれを保管する。

2、前項と異なつた保管方法を採用しようとする場合は常任評議員会の決議によって定め総会に報告する。

(会則の変更)

第19条 この会則を変更する時は、総会の決議を得なければならない。

2、緊急必要ある事項については、常任評議員会の決議によって事後に総会の承認を求めることができる。

(通知)

第20条 会員は名前、住所または業務若しくは学業の変更あるときは事務局に通知する。

(細則)

第21条 この会則の施行についての細則は常任評議員会の議決を経て別に定める。

附則

- 1、 この会則は昭和62年12月12日総会において承認、即時施行する。
- 2、 本会則は平成18年6月24日より一部改正し施行する。
- 3、 本会則は平成25年7月6日より一部改正し施行する。